

令和 8 年 1 月

お客さま各位

成協信用組合

「暗号資産交換業者」および「資金移動業者」へのお振込みについて

平素は成協信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。近年、金融犯罪の手口が巧妙かつ多様化し、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、不正送金事案等において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛に送金される事例が多発しています。

お客さま保護および詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座宛に対し口座名義人名と異なる振込依頼人名に変更して送金されるような異名義送金については、お振込を制限させていただく場合がございます。

また、お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど不正送金(振込)の未然防止のため、振込み理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料等を提出していただく場合がございます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切な資産を守るため、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

以 上

